

令和2年度第2回愛知県都市計画審議会

令和3年2月10日（水）午後1時30分

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第2回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

初めに、傍聴される方をお願いいたします。

本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしてください、かばん等にしまってください。

録画、録音等は禁止となっております。そのほか、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して傍聴していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、本日、審議を予定しております第10号議案につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開による審議となります。傍聴人の方には、第10号議案の審議の前に一度退室していただき、審議終了後、再入室していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議では議案等の資料は、第10号議案に関する一部の資料及び報告事項に関する資料を除き、全てタブレット端末にございます。委員の皆様には、ペーパーレス化への御協力をよろしくお願いいたします。

ただし、このタブレット機能ではメモ書きができないなど使いづらい面もございますので、紙資料の予備がございますので、必要な場合は事務局職員へお声がけください。

そのほか、タブレットの操作方法等について御不明な点がございましたら、皆様の後ろに控えている事務局職員にお声がけください。

なお、傍聴人の方はタブレットの御用意がございませんので、紙資料となります。

次に、マイクについてですが、御発言の際は、マイクの右下にある紫色のボタンを押してから御発言ください。

それでは、会議に先立ちまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

会長の名古屋大学の中村でございます。開催にあたりまして一言、御挨拶させていただきます。

本日は、第2回愛知県都市計画審議会に、大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言等も発出されている中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、名古屋都市計画区域区分の変更を始めとして10議案、少々多くなっておりませんが、議題を予定しております。委員の皆様方には、長時間の審議になるかもしれませんが、議事が円滑に進行いたしますよう御協力をお願いいたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

ありがとうございました。

次に、当審議会委員の方の異動につきまして御報告申し上げます。

まず、タブレット端末の画面が黒くなっている方は、下側中央のボタンを1回押していただくと画面が起動します。もう一度ボタンを押していただくと、資料の表題が表示されます。画面左上の「次第等」をタップして開いていただけますでしょうか。

画面を右から左にスワイプして2ページ目を開いていただきますと、「愛知県都市計画審議会委員名簿」がございますので、御覧ください。

学識経験者として任命された委員のうち、田川委員が今年1月19日に任期満了となりましたが、引き続き委員をお願いしております。

次に、新たな委員を御紹介申し上げます。

関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました東海農政局長の朝倉健司委員でございます。

中部地方整備局長の堀田治委員でございます。

また、本日の上程議案に区域区分、つまり市街化区域及び市街化調整区域に関連する案件がございますので、当該案件につきまして臨時委員の方々に御出席をお願いしております。

本日、御出席の臨時委員の方々を御紹介申し上げます。

愛知県農業協同組合中央会会長の長谷川浩敏委員でございます。

愛知県農業会議副会長の齋藤種治委員でございます。

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の山本信介委員でございます。

以上でございます。

なお、本日は2分の1以上の委員の方々に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

それでは、議事に進みたいと思います。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議事を進めてまいりたいと思います。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づきまして、議事録署名者として、田川佳代子委員、山下智也委員を指名いたします。

また、先程、事務局から御紹介がありました関係行政機関の職員として委員をお願いしました堀田治委員を、愛知県都市計画審議会条例6条第2項の規定に基づきまして、当審議会常務委員会委員に指名いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これより審議に入りたいと思います。

本日、御審議いただきますのは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」から第10号議案「知多都市計画事業東海加木屋中部土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」までの10議案でございます。

第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」から第7号議案「東三河都市計画臨港地区の変更」についてまでの7議案は、いずれも土地利用に関する案件ですので、都市計画区域ごとに御審議をお願いいたします。

第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」及び第2号議案「名古屋都市計画臨港地区の変更について」の2議案を一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 齊藤保則】

都市計画課長の齊藤と申します。よろしく願いいたします。失礼させていただき、以後着座にて御説明させていただきます。

第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」及び第2号議案「名古屋都市計

画臨港地区の変更について」説明いたします。

お手元のタブレットを御覧ください。今は「次第等」のファイルを開いていただいていると思います。そのファイルを開じていただき、「第1号及び第2号議案」のファイルをタップしてお開きください。

今回、議案ごとに議案書、議案概要説明書及び図面を1つのファイルにまとめております。画面を順次スワイプしていただきますと、議案書は1枚目から12枚目に、議案概要説明書は13枚目、14枚目に、図面は15枚目から17枚目でございます。説明は机上のモニターの画面に沿って進めさせていただきますので、タブレットの資料を適宜、御覧いただきますようお願いいたします。

それでは、初めに、モニターには総括図を映しております。

この総括図は、図面右下の愛知県全図のうち、名古屋都市計画区域に含まれる弥富市南部の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。図面上側の東西に延びる都市計画道路伊勢湾岸道路の西側にある湾岸弥富インターチェンジから南東へ約2kmの位置に赤色斜線で示しております弥富ふ頭地区、面積約9.6haの区域を市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うとともに、臨港地区の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

次に、モニターには計画図1を映しております。区域区分を変更しようとする弥富ふ頭地区の区域を赤色の斜線で示しております。

当該地区は、弥富市の都市計画マスタープランにおいて工業系市街地の港湾エリアとして位置付けられており、公有水面埋立事業が行われ、平成30年7月にしゅん功いたしましたことから、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、工業専用地域、容積率200%、建蔽率60%を、今回の区域区分の変更に伴って弥富市が定めることとしております。

続きまして、モニターには計画図2を映しております。臨港地区を変更しようとする弥富ふ頭地区の区域を赤色の斜線で示しております。

当該地区は、今回、区域区分の変更を行う区域において、保管施設用地といたしまして港湾管理者が港湾を適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的に、臨港地区を定めるものでございます。

以上、これらの案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、令和2年11月6日から11月20日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき、弥富市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして何か御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。どうぞ。

【委員（東海学院大学教授 岡本真理子）】

計画図 2 ですけれども、北のほうからずっと赤い四角のところは区域の中で少しへこんでいますけれども、これはなぜ北側の土地と南側とで同じラインにないんですか。これは何か意味があるんでしょうか。教えてください。

【都市計画課長 齊藤保則】

こちらにつきましては、埋立ての申請の範囲がここということ、この間で埋め立てられたところを市街化区域に編入しているということでございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

岡本委員、よろしいでしょうか。

【委員（東海学院大学教授 岡本真理子）】

わかりました。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいですか。

少し段差がついているように見えるのはなぜかという御意見だと思いますが、赤い斜線の長方形の右側の縁が、上下の縁から画面では 2mm から 3mm ずれていますよね。それがどうしてかという御意見、御質問だと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

【委員（東海学院大学教授 岡本真理子）】

特別意味がなくて、ここにこういうふうに埋め立てられたからだとおっしゃるならばそれで結構ですけれども、どうしてこういうふうな形、こういう位置に埋め立てる理由があったのかと思ったので、お伺いしました。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

これは、実態として埋立てがこういう不連続な形になっているということ、よろしいですか。

【都市計画課長 齊藤保則】

はい。先程と回答が一緒になってしまいますが、今回のこの保管施設用地として必要な範囲を埋め立てているということで、南北に差があることになっております。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第1号議案、第2号議案につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第1号議案及び第2号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第3号議案「尾張都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 齊藤保則】

第3号議案「尾張都市計画区域区分の変更について」説明いたします。

タブレットの「第1号及び第2号議案」を閉じていただきまして、「第3号議案」のファイルをお開きください。議案書は1枚目から5枚目に、議案概要説明書は6枚目に、図面は7枚目、8枚目でございます。

初めに、モニターには総括図を映しております。この総括図は、図面右下の愛知県全図のうち、尾張都市計画区域に含まれる稲沢市南部の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

図面中央を南北に走っております名鉄尾西線の丸渕駅から東に約500mのところを青色の斜線で示しております古川新田・杵上地区、面積約2.0haを市街化区域から市街化調整区域へと区域区分の変更を行うことについて御審議をいただくものでございます。

次に、モニターには計画図を映しております。区域区分を変更しようとする古川新田・杵上地区の区域を青色の斜線で示しております。

尾張都市計画区域マスタープランの区域区分の方針におきまして、「市街化区域のうち、長期にわたり都市基盤施設が整備されず、今後も計画的な整備の予定がない区域は市街化

調整区域への編入を極力実施します。」としており、また、稲沢市都市計画マスタープランでは、市街地整備の計画が進捗していない地区においては、今後、誘導すべき適切な土地利用を検討しますとされております。

当該地区と都市計画道路巡見街道沿いの一部区域を合わせました約3.8haの区域について、平成3年に土地区画整理事業を行うことを前提に市街化区域に編入いたしました。が、事業化のめどが立たず、当該地区約2.0haについては今後も市街地整備が見込まれないため、市街化区域から市街化調整区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

用途地域につきましては、市街化調整区域に編入する区域を用途地域の指定のない区域とすることを、今回の区域区分の変更に併せて稲沢市が定めることとしております。

なお、既存の住宅が立地しております都市計画道路巡見街道沿いの一部区域約1.8haにつきましては、今後、良好な住宅地の形成を図ることを目的といたしました地区計画を稲沢市が定めることとしております。

この案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、令和2年11月6日から11月20日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき、稲沢市に照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問等特にないようですので、採決いたします。

第3号議案につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第3号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第4号議案「知多都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 齊藤保則】

引き続きまして、第4号議案「知多都市計画区域区分の変更について」説明いたします。

タブレットの「第3号議案」を閉じていただきまして、「第4号議案」のファイルをお開きください。議案書は1枚目から5枚目に、議案概要説明書は6枚目、7枚目に、図面は8枚目から15枚目にございます。

なお、この第4号議案につきましては、東海市、大府市にまたがる市街化区域への編入案件が1件、知多市における市街化区域への編入案件が1件、美浜町における市街化調整区域への編入案件が2件の、計4件がございます。

それでは、初めに、モニターには総括図1を映しております。この総括図は、図面右下の愛知県全図のうち、知多都市計画区域に含まれる東海市と大府市にまたがる赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

図面中央付近には、南北に延びる知多半島道路の大府西インターチェンジ、また、東西に延びる都市計画道路伊勢湾岸道路の大府インターチェンジが位置しており、それぞれのインターチェンジから1km圏内の位置に赤色斜線で示しております、東海市、大府市にまたがる名和共和地区、面積約25.4haを市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うことについて御審議をいただくものでございます。なお、面積の内訳といたしましては、東海市が約10.2ha、大府市が約15.2haで、合計約25.4haとなっております。

次に、モニターには計画図1を映しております。区域区分を変更しようとする名和共和地区の区域を赤色の斜線で示しております。

当該地区は、東海市の都市計画マスタープランにおきまして「産業系の新市街地候補地区」に位置付けられており、「広域交通体系の利便性を活かした産業立地の需要もあることから、計画的な産業系市街地の形成を検討するとされ、大府市の都市計画マスタープランにおいても、工場や物流施設などの受け皿となる新たな産業地の形成を図ります。」と位置付けられております。

今回の区域区分の変更に伴いまして、東海市、大府市がそれぞれ定める地区計画に基づき、民間事業者による計画的な工業用地の開発が行われるため、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、工業地域、容積率200%、建蔽率60%を、今回の区域区分の変更に伴い、東海市、大府市がそれぞれ定めることとしております。

なお、モニターには、参考といたしまして土地利用計画図を映しております。

続きまして、モニターには総括図2を映しております。この総括図は、図面左の愛知県

全図のうち、知多都市計画区域に含まれる知多市北部の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

図面北東から南西にかけて名鉄常滑線が延びており、図面中央付近には寺本駅、その南側に朝倉駅が位置しております。今回、図面中央、オレンジ色の丸印で示しております知多市役所に隣接した、赤色斜線で示しております緑町北部地区、面積約 26.3ha を市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うことについて御審議をいただくものでございます。

次に、モニターには計画図 2 を映しております。区域区分を変更しようとする緑町北部地区の区域を赤色斜線で示しております。

知多市の都市計画マスタープランにおきまして、当該地区を含む朝倉駅周辺一帯を都市拠点といたしまして位置付け、行政機能、文化・スポーツ機能などの集積を図ることとしております。

今回、当該地区において、文化・スポーツ機能を備えた観光交流施設及び公共公益的施設の集積を図ることを目的とした地区計画を知多市が定め、プール機能等を備えた健康増進施設及びフットボールセンターの整備を計画的に図っていくことから、当該地区を市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、近隣商業地域、容積率 200%、建蔽率 80%を、今回の区域区分の変更に合わせて、知多市が定めることとしております。

なお、モニターには、参考といたしまして土地利用計画図を映しております。

続きまして、モニターには総括図 3 を映しております。この総括図は、図面右下の愛知県全図のうち、知多都市計画区域に含まれる美浜町北西部の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

図面中央を南北に走っております名鉄知多新線、上野間駅の南西、青色斜線で示しております上野間地区、面積約 2.1ha を市街化区域から市街化調整区域へと区域区分の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

次に、モニターには計画図 3 を映しております。区域区分を変更しようとする上野間地区の区域を青色の斜線で示しております。

知多都市計画区域マスタープランの区域区分の方針におきまして、「市街化区域のうち、長期にわたり都市基盤施設が整備されず、今後も計画的な整備の予定がない区域は市街化調整区域への編入を極力実施します。」としております。また、当該地区は、美浜町の都市

計画マスタープランにおきまして、「面的整備が計画されている地区において、宅地需要動向を考慮しながら市街化調整区域への変更も検討します。」とされております。

当該地区と、図面中央の赤枠で示しております、既に土地利用がされております県道上野間布土線の沿道を含めました約 2.7ha を、平成 3 年に土地区画整理事業を行うことを前提に市街化区域に編入いたしました。が、事業化のめどが立たず、当該地区約 2.1ha については今後も市街地整備が見込めないため、市街化区域から市街化調整区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、市街化調整区域へ編入する区域を用途地域の指定のない区域とすることを、今回の区域区分の変更に伴って美浜町が定めることとしております。

続きまして、モニターには総括図 4 を映しております。この総括図は、図面右下の愛知県全図のうち、知多都市計画区域に含まれる美浜町南東部の赤色四角で着色された部分を拡大したものでございます。

図面中央、オレンジ色の丸印で示しております美浜町役場から南へ約 2km、青色斜線で示しております浦戸地区、面積約 3.2ha を市街化区域から市街化調整区域へと区域区分の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

次に、モニターには計画図 4 を映しております。区域区分を変更しようとする浦戸地区の区域を青色の斜線で示しております。

当該地区は、美浜町の都市計画マスタープランにおきまして、「面的整備が計画されている区域において宅地需要動向を考慮した事業内容の見直しを行う必要があります。」とされております。こちら、平成 3 年に土地区画整理事業を行うことを前提に市街化区域に編入いたしました。が、事業化のめどが立たず、今後も市街地整備が見込まれないことから、市街化区域から市街化調整区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

こちらにつきましても、用途地域につきましては、用途地域の指定のない区域とすることを今回の区域区分の変更に伴って美浜町が定めることとしております。

以上、これらの案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、令和 2 年 11 月 6 日から 11 月 20 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき、東海市、大府市、知多市及び美浜町に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいま御説明いただきました第4号議案につきまして御意見、御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

福田委員、お願いします。

【委員（愛知県議会議員 福田喜夫）】

計画図3、上野間地区の青で囲まれた部分については、今回市街化調整区域に編入する区域ということで理解できました。

それから、赤で示してあるところについて、若干、建物も建っていますが、もう一度この部分の説明をお願いします。

【都市計画課長 齊藤保則】

先程の説明の繰り返しとなりますが、平成3年に、赤色で囲われたところ、青色で囲われたところ一帯で土地区画整理事業を前提に市街化区域に編入したわけですが、この青色の部分につきましては一部建物が、1軒だけ建っているんですけども、ほとんどが山林のようなところになっておりまして。

一方で、県道沿いにつきましては土地利用が、反対側、北側と一体的な利用をされているということで、こちらにつきましては市街化区域としてそのまま残し、そして、今後土地利用が図られる見込みのないところを市街化調整区域へ編入するという進めさせていただいております。

以上でございます。

【委員（愛知県議会議員 福田喜夫）】

わかりました。

赤色部分と青色部分が一体的に本来は市街化区域になったと。しかしながら、今回の状況の中で分割して、市街化区域に残すものと市街化調整区域に戻すというものと、そういう理解でよろしいですか。

【都市計画課長 齊藤保則】

はい、おっしゃるとおりでございます。

【委員（愛知県議会議員 福田喜夫）】

ありがとうございました。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

山本臨時委員、お願いいたします。

【臨時委員（愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 山本信介）】

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の山本でございます。

確認の意味で、お尋ねを2点ほどさせていただきます。

まず1点目でございますが、1番目の東海市、大府市にまたがるところの現況地目がわかれば教えていただきたいのと、それから、美浜町の地区、先程、上野間につきましては、ほぼ山林というお話がございましたが、浦戸地区につきましてもほぼ山林ということなのか、お聞きしたいです。2点、お教えてください。

【都市計画課長 齊藤保則】

まず、名和共和地区の現況の地目ということでございます。

こちらにつきましては、全体で約25.4haのうち、農業振興地域が約22.2haかかっております。現況はほとんどが畑になっております。

細かい地目につきましては、田が約1.34ha、畑が約17.24haとなっております。そのほか、山林が約3.17ha、そのほか自然地在が約0.1ha。あとは道路等々で、合計約25.4haという状況でございます。

次に、浦戸地区につきましても、20軒ほど住宅がございますが、その背後地は山林になっております。一部、畑等がございますが、ほとんどが山林となっております。

以上でございます。

【臨時委員（愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 山本信介）】

ありがとうございました。

私ども農地を保全する立場でございますので、こういった計画がなかなか進まないところにつきまして、こういったことに対処していただくというのは本当にありがたいことだと思っておりますので、今後とも引き続きこういった御検討をいただければと思っております。ありがとうございました。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほか、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、ほかに御質問、御意見もないようですので、採決いたします。

第4号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第4号議案につきましては原

案のとおり可決いたしました。

続きまして、第5号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。
県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 齊藤保則】

それでは、第5号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」説明いたします。

タブレットの「第4号議案」を閉じていただきまして、「第5号議案」のファイルをお開きください。議案書は1枚目から5枚目に、議案概要説明書は6枚目に、図面は7枚目、8枚目でございます。

初めに、モニターには総括図を映しております。この総括図は、図面左下の愛知県全区のうち、西三河都市計画区域に含まれる岡崎市北部の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

図面左上の豊田ジャンクションから東名高速道路を南東へ約5km進んだ位置に、赤色斜線で示しております阿知和地区、面積約65.9haを、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うことについて御審議いただくものでございます。

次に、モニターには計画図を映しております。区域区分を変更しようとする阿知和地区の区域は赤色の斜線で示しております。

当該地区は、岡崎市都市計画マスタープランにおきまして「活力創造都市」を目指し、「新たな工業地の確保やスマートインターチェンジの整備」を進めていくこととしております。

今回の区域区分の変更に伴い併せまして、岡崎市が定める地区計画に基づき岡崎市による計画的な工業団地の開発が行われることとなるため、市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うものでございます。

また、併せて、青色点線で示す位置に（仮称）岡崎阿知和スマートインターチェンジの整備も予定されており、当該地区は東名高速道路に直結する予定となっております。

なお、用途地域につきましては工業専用地域、容積率200%、建蔽率60%を、今回の区域区分の変更に合わせて岡崎市が定めることとしております。

モニターには、参考といたしまして土地利用計画図を映しております。

本案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、令和2年11月6日から11月20日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき、岡崎市に照会しましたところ、異存ない旨の

回答を得ております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

山田委員、お願いします。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

図面番号2番のところにある、真福寺川と書いてあるところにちょっと出っ張った開発エリアがあって、先程、予定を見ると、水がたまっているのかなというふうになっていましたが、どうしてここを、整形した形ではなくて飛び出した形で開発されるのかということをお教えいただけますか。

【都市計画課長 齊藤保則】

今、モニターに参考図を映させていただいております。

なぜそこを入れたかという前に、まず、ここは何になるのかをさきに説明させていただきますと、こちらはちょっと低いところになりまして、こちらの開発に併せて調整池を整備する予定としております。

区域の設定につきましては、筆界でやっていることで、ここは少し出っ張った形になっているという状況になっております。

以上でございます。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

ここは特別、現況低いから、このまま調整池としてここを利用するのが適切だということで、ここを選ばれて、こういう出っ張った形になりました。そして、一筆で買うのでこれだけの大きさになりましたということですか。

【都市計画課長 齊藤保則】

失礼しました。

全体で一筆というわけではなくて、境界が筆界になっているということでございます。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

前半の質問で、ここが今、特段低いのでここを調整池にするのか。

【都市計画課長 齊藤保則】

おっしゃるとおりです。

低いので、そこを利用して調整池をつくろうという計画になっており、そのために区域に入れております。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

わかりました。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問はないようですので、採決いたします。

第5号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第5号議案については原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第6号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第7号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」の2議案を一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 齊藤保則】

それでは、第6号議案「東三河都市計画区域区分の変更について」及び第7号議案「東三河都市計画臨港地区の変更について」説明いたします。

タブレットの「第5号議案」を閉じていただきまして、「第6号及び第7号議案」のファイルをお開きください。議案書は1枚目から10枚目に、議案概要説明書は11枚目、12枚目に、図面は13枚目から15枚目にございます。

モニターには総括図を映しております。この総括図は、図面左上の愛知県全図のうち、東三河都市計画区域に含まれる豊橋市西部の赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。

図面中央を都市計画道路名豊道路が南北に縦断しており、その西側に重要港湾三河港がございます。この三河港にある、赤色斜線で示しております明海地区、面積約5.0haを市街化調整区域から市街化区域へ区域区分の変更を行うとともに、臨港地区の変更を行うことについて御審議をいただくものでございます。

次に、モニターには計画図1を映しております。区域区分を変更しようとする明海地

区の区域を、赤色の斜線で示しております。

当該地区は、豊橋市都市計画マスタープランにおきまして「三河港の臨海部など既存の産業基盤を生かし、さらなる発展につながる産業拠点の強化を図る。」と位置付けられております。

今回、公有水面埋立事業が行われ、平成31年3月及び令和元年8月にしゅん功いたしました当該地区を市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

なお、用途地域につきましては、工業専用地域、容積率200%、建蔽率60%を、今回の区域区分の変更に合わせて、豊橋市が定めることとしております。

次に、モニターには計画図2を示しております。臨港地区の変更をしようとする明海地区の区域を赤色の斜線で示しております。当該地区は、今回、区域区分の変更を行う区域におきまして保管施設用地といたしまして、港湾管理者が港湾の適切かつ円滑な管理運営を図ることを目的に、臨港地区を定めるものでございます。

以上、これらの案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、令和2年11月6日から11月20日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき、豊橋市に意見照会を行いましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。
よろしいですか。

それでは、特に御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第6号議案及び第7号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議がないものと認めまして、第6号議案及び第7号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

ここで、区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、臨時委員の長谷川委員、齋藤委員、山本委員には御退席いただきます。どうもありがとうございました。

(臨時委員退席)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

本日は長時間の審議が予定されておりますので、ここで休憩といたしたいと思います。現在の時刻は14時12分過ぎですので、14時25分までとしたいと思います。それでは、休憩にします。

[休憩]

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、時間になりましたので、審議を再開したいと思います。よろしいでしょうか。それでは、第8号議案「知多都市計画道路の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課担当課長 林克行】

都市計画担当課長の林でございます。よろしくお願いいたします。恐縮ですが、着座にて御説明させていただきます。

私からは、第8号議案「知多都市計画道路の変更について」を御説明いたします。タブレットの「第8号議案」のファイルをお開きください。議案書は1枚目から6枚目に、議案概要説明書は7枚目に、図面は8枚目から15枚目に、また、意見書の要旨が16枚目から20枚目でございます。

なお、説明につきましては、モニターを中心に御覧いただければと存じます。

まず、モニターには総括図を表示しております。この総括図は、図面右下の愛知県全図のうち、知多都市計画区域の東海市、知多市及び常滑市を含む、赤色四角で着色した部分を拡大したものでございます。今回、変更を行う路線は、計3路線でございます。

まず、1路線目は、赤色の太い点線、図面上部の伊勢湾岸道路から図面下部の知多横断道路に接続する常滑ジャンクションまで、南北に縦断する路線で、モニターでは点滅表示しております自動車専用道路1・3・6号西知多道路でございます。2路線目は、画面上部、東海市役所の下側で東西方向に赤色の点線にて点滅表示しております幹線街路3・3・3号瀬戸大府東海線でございます。そして最後の3路線目は、図面中央からやや左下側に位置する青海インターチェンジ付近に赤色で斜め方向に点線で表示しております幹線街路3・5・16号大野久米線でございます。

初めに、1路線目の西知多道路と3路線目の大野久米線は関連案件でございますので、一括して変更内容を御説明いたします。

西知多道路は、中部国際空港と伊勢湾岸道路を連絡する総延長約 18.5km の自動車専用道路として、平成 26 年に都市計画決定いたしました。今回の都市計画変更は、西知多道路の事業を進めるにあたり、交通の安全性の更なる向上を図るとともに、一部区間において有料道路事業を導入することに伴い一部区域を変更するものであり、変更箇所はモニター画面に赤色の丸で表示しております 6 ヲ所でございます。

具体的な箇所といたしましては、北から順に、東海市内において東海ジャンクション、荒尾インターチェンジ、大田インターチェンジの 3 ヲ所、知多市内の日長インターチェンジ、金沢インターチェンジの 2 ヲ所、最後に知多市及び常滑市にまたがる青海インターチェンジの、計 6 ヲ所でございます。

それでは、初めに、交通の安全性向上のために一部区域の変更を行います大田インターチェンジ、金沢インターチェンジ、青海インターチェンジの 3 ヲ所について、順に御説明いたします。

モニターには、1 ヲ所目の大田インターチェンジ付近の計画図を表示しております。画面左側が北となっており、左右に示しておりますのが西知多道路、画面上側から西知多道路に接続しておりますのが東海市決定の太田川駅前線でございます。黄色の線が変更前、赤色の線が県決定による変更後と、また、緑色の線が東海市決定による変更後を示しております。

このインターチェンジ形式の変更前後の概要を説明する図を用意しておりますので、モニターを御覧ください。

画面左側、黄色の枠で示しておりますのが、当初都市計画決定時の形式でございます。当初は、オン・オフランプが市道と接続する箇所は 2 ヲ所として計画しておりました。画面右側に赤色の枠で示しておりますのが、今回、変更する形式でございます。画面下側に点線で示しておりますとおり、交差点西側の工業地帯へ道路を延伸する新たな道路整備構想を踏まえ、公安委員会等とも協議した結果、市道と接続する箇所を 2 ヲ所から 1 ヲ所に集約することにより、安全性の向上を図るものでございます。

この大田インターチェンジの形式変更に伴い、西知多道路に接続している太田川駅前線の起点が図面の下側に、こちらは西側となりますが、約 7m 移動します。当該路線は市道であり、図面では緑色の線で示す市決定案件となりますので、東海市において併せて都市計画変更手続が進められております。

続いて、モニターには、2 ヲ所目の金沢インターチェンジ付近の計画図を表示しており

ます。モニター左側に黄色の枠で示しておりますのが、当初都市計画決定時の形式でございます。平成 26 年の当初決定時には、オン・オフランプの計画交通量等から総合的に判断して、赤色の丸で囲った部分の入口ランプと出口ランプは平面交差する形式で計画決定されております。しかし、その後、全国的な逆走事案の顕在化を受けまして、平成 27 年度には、国が効果的な対策を検討するための有識者委員会を立ち上げるなど、重大事故につながる危険性が高い逆走防止対策の重要性が増大してまいりました。

このような社会情勢の変化を受け、当該路線においても、当初のインターチェンジ形式では、オンランプを走行しようとする車両が平面交差箇所にて誤ってオフランプ側へ左折し本線を逆走してしまう可能性があることから、公安委員会とも協議した結果、画面右側の赤色の枠で示しておりますように、オン・オフランプは立体交差する形式に変更し、安全性の向上を図るものでございます。

続きまして、モニターには 3 ヲ所目の青海インターチェンジ付近の計画図を表示しております。これまで同様、図面左側が北となっており、左右に示しておりますのが西知多道路、画面右側下寄り西知多道路に接続しておりますのが 3・5・16 号大野久米線でございます。

こちらの青海インターチェンジは、先程の金沢インターチェンジと同様に、交通の安全性向上を図るため、インターチェンジ形式の変更を行うものでございます。また、この青海インターチェンジの形式変更に伴い、赤色の丸で囲っております大野久米線につきましても、青海インターチェンジとの接続位置が変更となるため、交差点部に係る区域の変更を行います。

以上が交通の安全性向上に係る 3 ヲ所の変更内容の説明となります。

続きまして、有料道路事業の導入に関連いたしまして一部区域の変更を行います、東海ジャンクション、荒尾インターチェンジ、日長インターチェンジの 3 ヲ所について御説明いたします。

まず、変更内容の説明に先立ちまして、今回の都市計画変更の契機となっております有料道路事業の導入について御説明いたします。

当初都市計画決定時は全区間無料の自動車専用道路の整備を想定しておりましたが、全体区間の早期整備完了に向けた整備加速の一方策として、一部区間に有料道路事業を導入する方針が定められ、事業者におきまして、具体的には愛知県の道路部局でございますが、昨年 5 月に沿線 3 市の全戸を対象にした「にしちた VOICE!」を配布するとともに、地元 3

市で説明会を開催するなど、地域の皆様へ丁寧に御説明し、御理解を得てきたところでございます。

なお、この有料区間は、モニター画面に赤色の線を表示しております北側の東海ジャンクション部と、バイパス区間となる南側の長浦ジャンクションから常滑ジャンクション間の2区間となっております。

それでは、変更内容について御説明いたします。モニターには東海ジャンクション及び荒尾インターチェンジ付近の計画図を表示しております。

モニターの拡大図を御覧ください。変更前は、黄色の線で示してございますように画面では上側に料金所を設置するために膨らんでいた区間を、赤色の線の形に区域を削除いたします。この区域は、伊勢湾岸道路利用車両の料金所として計画されていたものであり、今回、西知多道路への有料道路事業の導入に伴い、この後御説明いたします荒尾インターチェンジ付近へ移設・集約するものでございます。

画面中央に赤色の線で膨らんだ区間がございます。こちらが新たに料金所を設置する部分となります。

モニターで示しております右側の変更後の拡大図を御覧ください。こちらの膨らみのうち、画面上側、赤色の線が、先程、御説明した東海ジャンクションに設置していた料金所を移設させたものです。画面下側、赤色の線は、伊勢湾岸道路へのオンランプを利用する車両について新たに料金所を設置するもので、上下線の料金所をこの荒尾インターチェンジ部へ1ヵ所に集約するものでございます。

なお、これらの変更に伴い道路線形が変更になる区間についても、一部区域を変更いたします。

最後に、モニターには日長インターチェンジ付近の計画図を表示しております。

この区間は、幅員23.5mで当初決定されておりますが、先程、御説明した南部区間の有料化に伴い料金所の設置のため、幅員を広げるとともに、管理施設用地として画面上側に約3,300㎡のく形の区域を追加するものです。

以上が、西知多道路及び大野久米線の変更内容でございます。

続いて、3・3・3号瀬戸大府東海線の一部区域の変更について御説明いたします。モニターには総括図を表示しております。画面上寄りの東西方向に赤色の点線にて表示しておりますのが瀬戸大府東海線でございます。

本路線は、瀬戸市を起点として東海市内の西知多道路に至る、総延長約38.4kmの主要幹

線道路でございます。モニターには計画図を表示しております。画面上側が北となっており、左右に示しておりますのが瀬戸大府東海線でございます。

今回、変更を行うのは、高横須賀町交差点及び東海警察署東交差点を含む、延長約 700m の区間となっております。

現在、本路線は片側 2 車線の計 4 車線で整備されておりますが、交差点部においては、モニターの黄色の線で囲んだ横断図に示しておりますとおり、2 車線のうち 1 車線が右折専用車線として供用しているため、通勤時間帯を中心に渋滞が発生しております。そこで、赤色の線で囲んだ横断図に示しますとおり、交差点部に新たに 1 車線追加し、交通の円滑化を図るために幅員の変更に伴う一部区域の変更を行うものでございます。

以上が、3・3・3 号瀬戸大府東海線についての変更内容の説明となります。

なお、本案件につきまして、都市計画法第 17 条の規定に基づき、令和 2 年 11 月 6 日から 11 月 20 日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、さきに御説明した西知多道路の変更に対して 3 団体、22 名、計 25 通の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解について御説明いたします。

引き続きモニターを御覧いただきながら御説明いたしますが、文字が小さくなるため、お手元のタブレットにつきましても、現在お開きのファイルを一度閉じていただきまして、「第 8 号議案参考資料」のファイルをお開きいただきまして、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解を適宜御覧いただければと存じます。タブレットにつきましても、横長方向で御覧いただければと思います。

今回、提出されました各意見の要旨を取りまとめまして、「1. 計画に関すること」、「2. 道路の必要性に関すること」、「3. その他」の、大きく 3 種類に分類して整理いたしました。

タブレットにつきましても、画面を上方向に 1 枚スワイプしていただきまして、最初に、計画に関する御意見について御説明いたします。

番号 1-1 は、「大田インターチェンジの市道との接続箇所を 2 箇所から 1 箇所に減少させることは交通安全上危険である。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「交差点西側へ延伸する新たな道路整備構想を踏まえた公安委員会等との協議の結果、各ランプと市道との接続箇所を 2 箇所から 1 箇所に集約することにより、交差点部の安全性を向上させることが適切であると考えております。」という見解でございます。

次に、番号 1-2 は、「金沢インターチェンジ、青海インターチェンジの逆走対策に係る都市計画変更の内容は現計画の不備である。」という御意見でございます。これに対する見解

といたしましては、先程の変更内容の説明の中でも変更する理由について申し上げましたが、「当該インターチェンジのオン・オフランプの交差は、その交通量から平面交差形式が適切であるとして、平成 26 年 4 月当初都市計画決定しました。しかしながら、その後、平成 27 年度に国の逆走問題に関する有識者委員会が立ち上がるなど、逆走防止対策の重要性が増大したことを踏まえ、公安委員会等との協議の結果、立体交差形式に変更するものです。」という見解でございます。

続きまして、番号 1-3 でございます。「料金徴収期間中の交通量の変化を公表されたい。」、「今回のインターチェンジ形式の変更等に伴う事業費の増分、費用便益比を公表されたい。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「料金徴収期間中の交通量の変化については、都市計画変更案の図書に記載し、縦覧させていただきました。なお、事業費及び費用便益比等については、当該区間の事業着手時や事業計画の変更時において、事業者により公表されます。」という見解でございます。

続いて、画面をもう 1 枚上方向へスワイプしていただきまして、2 つ目の分類の道路の必要性に関する御意見を御覧ください。

番号 2-1 は、「コロナ禍、テレワークの増加等による中部国際空港の利用者の減少に伴い西知多道路の計画交通量も減少することは確実であり、建設を急ぐ必要はない。最新の資料に基づき検証されたい。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「平成 26 年 4 月の当初都市計画決定時の計画交通量は、平成 17 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）に基づき将来交通量推計を行っております。今回の都市計画変更案の作成に当たっては、平成 22 年度道路交通センサスに基づく計画交通量の検証を行い、当初都市計画決定時の推計交通量とおおむね同じであることを確認しております。なお、計画交通量につきましては、現時点で、平成 22 年度道路交通センサスに基づく推計が最新の知見です。」という見解でございます。

次に、番号 2-2 は、「西知多道路事業を凍結し、既存道路の老朽化対策、渋滞対策を最優先されたい。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「既存道路の老朽化対策、渋滞対策は、県の重点施策に位置付け、計画的に進めております。なお、西知多道路の整備により、国道 247 号（西知多産業道路）の渋滞対策に繋がるものと考えております。」という見解でございます。

続いて番号 2-3 は、「西知多道路は不要、建設に反対である。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「西知多道路は、中部国際空港と伊勢湾岸自動車

道を直結するとともに、名古屋高速道路を経由して名古屋駅を結ぶ重要な道路であります。また、知多半島道路とダブルネットワークを形成することにより、災害時における輸送経路の強化が図られます。さらに、国道 247 号（西知多産業道路）の渋滞対策、物流の効率化等を図る上でも大変重要な道路であると考えております。」という見解でございます。

画面をもう 1 枚上へスワイプしていただき、最後にその他の御意見を御覧ください。

番号 3-1 は、「都市計画法第 16 条に基づき住民意見を反映するための公聴会を開催すべきである。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「都市計画法第 16 条に基づく措置としましては、今回の都市計画変更の内容が部分的な区域の変更であることから、公聴会方式ではなく説明会方式を採用し、昨年 9 月末から 10 月初めにかけて、沿線の東海市、知多市及び常滑市で説明会を開催いたしました。県民の皆様のご意見を反映する措置は適切に行っているものと考えております。」という見解でございます。

番号 3-2 は、「当初都市計画手続における都市計画決定権者の見解「予測し得なかった変化が見込まれる場合は、調査・予測・評価を再実施するとともに、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること」、「環境影響評価に係る資料等の知見を都市計画決定権者から事業者へ遺漏のないよう引き継ぐこと」を確実に実行すること。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「今回の都市計画変更に当たっては、変更内容に応じた調査・予測・評価を実施し、変更区域の変化は僅かであること等から予測結果への影響はなく、新たな保全措置の追加は必要ないと確認しております。なお、この結果につきましては、事業者の西知多道路に関するホームページにおいて公表しております。環境影響評価に係る資料等の知見については、事業者への引継ぎを完了しております。」という見解でございます。

番号 3-3 は、「事業者の西知多道路の PI（パブリック・インボルブメント）ホームページに示している本路線の整備効果は、必要な時点修正が行われていないなど、おかしいものとなっている。」という意見でございます。これに対する見解といたしましては、「西知多道路の PI ホームページは、PI を実施していた当時の経過報告として公開しているものです。西知多道路の整備効果等については、広報誌「にしちた VOICE!」に掲載し、関係市内の全戸に配布するなど、事業者により適切な情報提供が行われています。」という見解でございます。

最後のページとなります。タブレットについては、上へ 1 枚スワイプしていただきまして、番号 3-4 を御覧ください。「事業を進めるに当たって、地元との話し合いの機会を事業

者から積極的に設けるべきである。西知多道路と他道路との接続、渋滞解消の見込みなど詳細な事業計画を説明してほしい。」という御意見でございます。これに対する見解といたしましては、「事業の進め方に関する御意見ですので、地域にお住まいの方々に対して、引き続き事業計画に関する説明を適切に行っていくよう、事業者申し伝えます。」という見解でございます。

番号 3-5 は、「長浦ジャンクションから日長インターチェンジ間の有料化に反対する。有料化に反対である。」という意見でございます。これに対する見解といたしましては、「有料道路事業の導入に関する御意見ですので、引き続き地域にお住まいの方々の理解を十分得ながら、適切に事業を進めるよう、事業者申し伝えます。」という見解でございます。

最後となりますが、番号 3-6 は、「西知多道路に関連する以下の整備等を要望する。周辺道路、側道の拡幅や延伸、遮音壁用アンカーの設置、用水付替について水利権者との十分な協議」という意見でございます。これらの意見に対する見解といたしましては、「西知多道路や周辺道路における整備要望等につきましては、事業者及び周辺道路管理者である市に申し伝えます。」という見解でございます。

以上が意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

なお、都市計画法第 18 条第 1 項の規定に基づき、東海市、知多市、常滑市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上、第 8 号議案について御説明いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いします。

いかがでしょうか。

山田委員。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

参考図の有料区間設定のことでお伺いしてもいいですか。

有料区間設定のところに無料検討区間とありますが、これはどういう意味で、どういったオペレーションをするか、教えていただけますか。

【都市計画課担当課長 林克行】

都市計画課担当課長の林でございます。

有料検討区間のオペレーションというお話でよろしかったでしょうか。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

はい。

【都市計画課担当課長 林克行】

現在、手続といたしましては、有料検討区間と書いてございますのはまだ決定事項ではないということでの有料検討区間でございまして。これにつきましては、具体的な手続は今後、事業者において必要な手続を進められていくということでございます。

事業主体につきましても、まだ最終的には決定しておりませんので、そのあたりのところも、最終的には国土交通大臣の有料道路事業についての許可があって初めて確定するというので、今後、進められていく手続となります。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

先程、意見にあった長浦ジャンクション、長浦インターかな、から日長の間の無料化という話がありましたが、無料検討区間というほうを説明していただけるとありがたいです。

【都市計画課担当課長 林克行】

無料検討区間の実際の運用につきましては、こちらの緑色で書いてある区間だと思えますけれども、南部区間の有料区間のうち、金沢インターチェンジ、青海インターチェンジ、多屋インターチェンジ、この区間のみを利用される方については、特に地域内のお住まいの方々ということで、そういった、内々交通というんですけれども、ここの中の交通については、有料ではなく無料での運用を検討しているという意味でございます。

【委員（愛知県議会議員 山田たかお）】

わかりました。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

峰野委員、お願いします。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

今の山田委員の質問とちょっと関係してくるんですけれども、まず言葉の説明をいただきたい。

事業者という言葉が出てきますけれども、この際の事業者というのはどなたを指しているのか、教えてください。

【都市計画課担当課長 林克行】

事業者につきましては、同じ愛知県の道路部局を指しております。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

愛知県の道路部局が事業者で。

予算措置は、西知多道路って国の直轄事業だと聞いたような気がするんですけども、要は、県が国から委託を受けて、予算措置を受けて県が代行するという感じでよろしいんですか。

【都市計画課担当課長 林克行】

少し詳細に説明させていただきますと、現在、事業化されております区間が一番北側の東海ジャンクションの区間。この区間につきましては国道でございまして、県が管理する国道ではございますが、技術的に非常に高度な技術が要ということで、国が直轄代行という形で実際の事業を進められております。

もう1つ既に事業化している区間がございまして、それが、今ちょうど南側のバイパスで赤色で表示してある区間。こちらについては県が事業主体となりまして、国の交付金を頂きながら、現在、事業を進めております。

残る黒色の、現在の西知多産業道路の供用しているところがまだ未事業化、事業化されていない区間。ここは4車線から6車線に拡幅するんですけども、そこについては、今のところ事業者は未定という状況でございます。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

概略のところ、事業者が未定の区間が黒の線のところ、赤は県が事業主体として国の交付金を。

【都市計画課担当課長 林克行】

そうですね。赤の南側の区間。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

でよろしいですか。

【都市計画課担当課長 林克行】

はい。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

それにちょっと関連してですけども、今ちょうど出ている図面に知多半島道路、知多横断道路、これってたしか前田道路さんか何かに全部管理委託みたいな形で、県は直接関与していませんよね。それとの関連というか、その辺が、予算がどこから来てどういうふうにしてやって、その後、知多半島道路、知多横断道路とのいわゆる道路管理者というの

かな、との関連というか関係というか。またすぐそっちへ回しちゃうのか、県が直接ここは管理するのか。そこら辺の今わかっている範囲での考えを教えてください。

【都市計画課担当課長 林克行】

現状のお話をさせていただきますと、先程、お話があった知多半島道路と知多横断道路については、もともとは愛知県の道路公社、今も愛知県の道路公社が管理者となっておりますが、峰野委員からお話のあったとおり、有料道路のコンセッション方式ということでARCというところに実態の管理は移っている。

当該区間、今回赤色で有料化を検討している南側のバイパス区間については、現時点ではまだ、どういった形での管理になるのかというところは確定していないという状況です。

ただ、一体的な管理という観点がありますので、今後そのあたりも、今の事業者である道路部局が中心となって、関係機関と調整しながら、必要な手続を進めて決定していくという状況でございます。

【委員（愛知県議会議員 峰野修）】

その辺の時系列な処理の仕方というのがまだわからないところがいろいろというような感じで受け止めました。

ただ、西知多道路そのものは非常に重要な道路だと思っておりますので、できるだけ速やかに、地域の沿線住民の方が納得のいくような形で、なおかつ、国との調整も含めて、いわゆる道路コンセッションでたしか前田道路さんも入っていると思ったんですけども、その人たちとの意見調整も踏まえて、説明をわかりやすく、できるだけ速やかに工事が進んでいくように要望して、終わります。

【都市計画課担当課長 林克行】

はい。ありがとうございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、そのほか特に御意見、御質問ないようですので、採決いたします。

第8号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第 8 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 9 号議案「半田市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。知多建設事務所建築課長、お願いいたします。

【知多建設事務所建築課長 加藤智信】

知多建設事務所建築課長の加藤でございます。よろしくをお願いいたします。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

第 9 号議案「半田市における特殊建築物の敷地の位置について」を説明いたします。

早速でございますが、タブレットで「第 9 号議案」をお開きください。1 枚目から 3 枚目が議案書、4 枚目が議案概要説明書、5 枚目以降は図面になります。4 枚目の議案概要説明書について説明させていただきます。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

申請者はトーエイ株式会社代表取締役今津真治。

名称は、トーエイ株式会社半田港工場。

敷地の位置は、半田市港町二丁目 41 番ほか 38 筆。

敷地面積は 2,7,270.21 m²。

建築物は、既設 6 棟で、延べ面積の合計は 8,716.14 m²でございます。

処理施設の処理能力は、廃プラスチック類の破砕 1 日あたり 211.39t でございます。

申請者は、昭和 36 年に創業し、昭和 50 年に一般廃棄物の処分業及び収集運搬業の許可、昭和 57 年に産業廃棄物の処分業及び収集運搬業の許可を受け、東浦町及び常滑市において廃棄物関連業務を行っております。

申請地においては、平成 27 年に一般廃棄物に当たる小型家電類の処理能力 1 日あたり 79.75t に係る建築基準法第 51 条ただし書き許可を受け、小型家電リサイクル事業を行っております。小型家電の中でも、市町が関与せず民間事業者が一般家庭より回収するものについては、事業活動に伴い生じる廃棄物となり、産業廃棄物と扱われます。

新たに産業廃棄物の処理の業務を追加することで、工業地域における廃プラスチック類の破砕が 1 日あたり 6t の基準を超えるため、建築基準法第 51 条ただし書きの規定による

許可が必要となったものでございます。

なお、廃棄物処理法としては、処理施設の新設ですが、一般廃棄物用の既存破砕処理施設と有価物用の既存破砕処理施設を使用するため、新たに機械を設置することはありません。

次に、モニターに映し出された図面番号1の総括図を御覧ください。図面中央の赤枠で示した「申請地」と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は、半田市の南東部に位置し、半田市役所より直線距離で南へ約0.8km、JR半田駅から南東に約1.1kmの工業地域に位置しております。

次に、図面番号2の付近状況図を御覧ください。申請地は、図面中央の赤い斜線で示した部分です。

周囲の状況は、北側は市道港本町港3号線を挟んで十ヶ川、東側は半田市管理の排水機場及びその管理用通路、南側及び西側は工場及び倉庫でございます。

申請地周辺の建築物ですが、東側にあるオレンジ色の建築物は排水機场上屋で、南側及び西側にある青色の建築物は工場、オレンジ色の建築物は倉庫でございます。

次に、図面番号3の計画図を御覧ください。この図面では、左上が北となります。この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が敷地境界線、黄色の塗りつぶしが建築物で、全て既設でございます。

今回、対象となる処理施設は敷地中央の廃棄物処理工場で、紫色の線が廃棄物処理施設である破砕機、黒色の線が廃棄物の保管場所になります。また、敷地北側の家電リサイクル工場は、家電リサイクル法の対象家電をリサイクルする施設で、廃棄物処理法の許可を要する施設には該当しません。

敷地への車両出入口は北側の幅員11mの市道港本町港3号線から行い、黒い三角印で示してございます。車両に関して、敷地内には従業員用、営業車両用及び来客用駐車場を確保し、また、搬出入車両の待機場所を適切に確保するなど、搬出入計画についても周辺へ影響が出ないよう計画しております。なお、搬出入車両は東浦町の本社に駐車場を確保しております。

敷地の周囲には緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めております。

なお、騒音等環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、環境保全目標を満たしております。

また、関係市である半田市長から、支障ない旨の意見書の提出を受けております。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第9号議案につきましては、都市計画上支障ないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第9号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第10号議案でございますが、初めに事務局から案内のありましたとおり、第10号議案につきましては個人情報が含まれておりますので、愛知県都市計画審議会運営規程第6条第1項第1号に該当することから審議が非公開となります。

したがって、傍聴人の方は、一度御退室いただきますようお願いいたします。

（傍聴人退室）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、第10号議案「知多都市計画事業東海加木屋中部土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市整備課長 和田亮一】

都市整備課長の和田でございます。よろしくをお願いいたします。失礼して、着座にて説明させていただきます。

第10号議案「知多都市計画事業東海加木屋中部土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を説明いたします。

タブレットは、「第9号議案」を閉じていただきまして、「第10号議案」のファイルをお開きください。議案書は1枚目から3枚目でございますが、意見書の写しはA4、水色の表紙の別冊としております。議案概要書は4枚目でございます。資料といたしまして、A4黄色の表紙、参考資料「知多都市計画事業東海加木屋中部土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を用意いたしました。

それでは、タブレット3枚目の事業概要を御覧ください。

知多都市計画事業東海加木屋中部土地区画整理事業の事業計画を決定するにあたり、土地区画整理法第55条第1項に基づき、東海市が令和2年11月4日から11月17日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、1通、1名から意見書の提出がございましたので、土地区画整理法第55条第3項の規定に基づき、愛知県都市計画審議会に付議するものでございます。

続いて、東海加木屋中部土地区画整理事業の概要について説明いたします。主に使用する資料はA4黄色の表紙の参考資料でございますが、内容はモニターにて説明いたします。

それでは、モニターを御覧ください。

モニターには、本地区の周辺位置図を示しております。この位置図は、モニター左下に表示しております愛知県全図のピンクで着色した部分を拡大したもので、東海市の南東部、名古屋鉄道河和線南加木屋駅から北に約1kmの位置を示しております。

本議案の対象地区である東海加木屋中部土地区画整理事業は、赤色で囲んだ地区で、都市計画道路名古屋半田線の西側に位置しております。本地区は、東海市都市計画マスタープランにおいて、「保健医療福祉拠点」及び「地域生活拠点」に位置付けられており、公立西知多病院や現在整備を進めている新駅を活かし、医療・福祉機能に加え、日常生活を支えるサービス施設の誘導、公共交通の機能強化などにより、「医職住」が整った市街地の形成を目的に、平成31年3月29日、東海市により都市計画決定されております。

本事業の施行者は東海市で、面積は約11ha、施行期間は令和2年から令和11年度まで、総事業費は約47億を予定しております。

続いて、設計図をお示しします。赤色の実線で囲まれた範囲が東海加木屋中部地区でございます。モニターには現況の写真を示しております。

現在のところ、土地改良事業によって整備された農地が多く存在しており、都市計画道路養父森岡線については、別途、市事業で既に事業着手されております。この土地区画整理事業により、都市計画道路養父森岡線及び主要地方道名古屋半田線沿いを生活利便施設の誘導を想定した住商協調地、そのほかを住宅地として利用する計画となっております。

続いて、意見書の対象地の位置図をお示しします。意見書提出者1名は地区外にお住まいの方ですが、地区内の土地に所有権をお持ちの方で、利害関係者となります。

続いて、意見の要旨をお示しします。

提出されました意見書に2つの意見がございましたが、いずれも事業計画以外の意見と

して分類しました。

それでは、それら意見の概要と、県の見解を説明させていただきます。

まず、1つ目の意見として、都市計画道路養父森岡線が公立西知多総合病院から鈴井田に向かって下って計画されており、更に所有地周辺でカーブを描いていることから、所有地周辺において交通事故の多発が懸念されるため、交通安全対策を講じてほしい、という意見がございました。

この意見は、都市計画道路養父森岡線の交通安全対策に関する意見・要望であり、本事業計画案に対する意見ではないと考えます。

都市計画道路養父森岡線は、東海市都市計画マスタープランにおいて市域南部の東西幹線道路と位置付けられており、そのうち本土地区画整理事業区域内を含む未整備区間は、本事業に先立ち都市計画事業認可を受け、別途、市事業にて施行されているところであり、本事業計画案においてもその旨記載されております。

なお、都市計画道路養父森岡線の整備につきましては、東海市が公安委員会等と調整を図っているところであり、引き続き、交通安全対策を行っていくと聞いております。

続いて2つ目の意見として、所有地周辺においてスーパーが建設されると聞いているが、スーパーが撤退した場合においても次に貸しやすいように、現状の所有地面積及び形状を確保したい。そこで、減歩される面積を保留地として購入させてほしい、という意見がございました。

この意見は、換地計画及び保留地の処分に関する意見・要望であり、本事業計画案に対する意見ではないと考えます。

本事業計画案において、所有地周辺は、良好な住環境を確保しつつ生活利便施設の立地を図る住商協調地として位置付けられており、区域全体の平均減歩率や保有地予定地積が記載されているところであります。

保留地につきましては、事業計画決定後、仮換地指定が行われ、「東海加木屋中部土地区画整理事業に関する条例」で定められている方法で売却が進められます。

以上により、これら事業計画以外の2つの意見は採択すべきでないと考えます。

これで、「知多都市計画事業東海加木屋中部土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」の説明を終わります。

よろしく御審議お願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。
特にございませんでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第10号議案につきましては、意見書は採択すべきでないとして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。御異議ないものと認めまして、第10号議案につきましては、意見書は採択すべきでないと議決いたしました。

ここで、傍聴人の方に再入室していただきたいと思います。

(傍聴人入室)

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいですか。

本日の審議は以上でございますが、事務局から委員の皆様へ1点御報告したいとの申し出がありました。報告事項は、名岐道路（一宮～一宮木曾川）の現状についてでございます。

委員の皆様にはいましばらく御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から報告をお願いします。

【都市計画課担当課長 林克行】

都市計画課担当課長の林でございます。

名岐道路（一宮～一宮木曾川）の現状について御報告させていただきます。

申し訳ございませんが、本説明資料につきましてはタブレットに入っておりませんので、お手元の、右肩に参考資料と書いています資料を御覧いただきたいと思います。

昨年7月の本審議会にて設置について御承認いただきました名岐道路の都市計画決定に関する愛知県都市計画審議会環境影響評価調査専門部会につきましては、秀島委員に部会長に御就任いただくとともに、岡本委員、梶田委員のほか4名の皆様に委員に御就任いただき、計7名の委員の皆様により調査、審議を開始していただいているところでございます。

秀島先生を始め専門部会の委員の皆様にはお忙しい中、調査、審議をしていただき、誠に感謝申し上げます。

資料の下段には、これまでの経緯を示しております。

昨年11月に第1回、本年1月に第2回の専門部会を開催し、都市計画の案を作成するた

めの基本方針と環境影響評価方法書について御審議いただきました。

資料の裏面を御覧ください。都市計画決定及び環境影響評価の手続の流れでございます。

7月の専門部会設置の後、計画段階環境配慮書手続を先行して実施していた国より事務手続を引き継ぎ、都市計画決定権者である本県が実施者となり、基本方針と方法書の作成を進めてまいりました。

現在は、赤枠で囲った縦覧手続に入る段階でございます。

来年度からは、都市計画案と環境影響評価の準備書の作成を進めてまいる予定です。

下段には都市計画の基本方針（案）及び環境影響評価方法書の縦覧等の予定を示しております。

明後日になりますが2月12日から3月12日までの1か月間、都市計画の基本方針（案）及び環境影響評価方法書の縦覧を行ってまいります。2月23日には説明会の開催も予定しております。また、3月26日までを期限として、意見書の受付を行ってまいります。

続きまして、縦覧資料の一部であるリーフレットを用いまして、基本方針（案）と方法書の概要について御報告させていただきます。

まず、都市計画の案を作成するための基本方針については、お手元の緑色のリーフレットを御覧ください。このリーフレットにつきましては、県市の窓口やホームページなどでの縦覧を意識して、基本的な情報の記載とするとともに、あまり専門的な言葉を用いず、読みやすく、また、興味を持っていただけるようなデザインになるよう心がけて作成しております。

それでは、緑色のリーフレットを見開き2ページとなるように広げていただきますようお願いいたします。この2ページを用いまして、名岐道路の基本的な紹介をしております。

左側には、1として名岐道路についての概要と位置図を、右側には、2として国土交通省の計画段階評価においてまとめられました、整備効果を示しております。内容につきましては、地域住民の方々に、この名岐道路の整備効果をより御理解いただけるよう、下段に質疑応答の形で、現状の国道22号の課題や名岐道路の整備効果、環境への配慮などについて、イラストを用いて示しております。

では、リーフレットを更に左右に広げていただきますようお願いいたします。この見開き4ページを用いまして、「3都市計画の案を作成するための基本方針（案）」を示しております。

一番左側のページ上段では、名岐道路を都市計画に定めようとする目的について記載し

ております。その下段には、都市計画の概略の案を図により示しており、主な構造としましては、国道 22 号内に全線高架構造、4 車線で計画しております。

概略ルートについては、中央の 2 ページを用いて示しております。国道 22 号上を基本としたルートとしており、赤色の囲み線でおおむねのルート帯を示しております。

また、一番右側のページの upper 段では都市計画対象道路の概要を、中段では都市計画上の留意事項・配慮事項などとして 3 点を示しております。

最後に、リーフレットを畳んで閉じていただきまして、裏表紙を御覧いただきますようお願い申し上げます。

4 として、「都市計画手続き及び環境影響評価手続きの流れ」を示しております。

左側が都市計画手続の流れ、右側が環境影響評価手続の流れとなっており、中段は縦覧と意見書の受付についての情報を載せております。

続きまして、青色のリーフレットで環境影響評価方法書のあらましを説明させていただきます。なお、方法書の本編は約 200 ページからなる図書となっており、専門的な言葉も多用していることから、こちらのリーフレットにつきましても読みやすく、また、興味を持っていただけるよう作成しております。縦覧の際には、このリーフレットも地域住民の方々に御覧いただけるようにしてまいります。

それでは、青色のリーフレットを広げていただきますようお願いいたします。この見開き 2 ページの左側を用いまして、名岐道路の概要等についてまとめております。右側では環境影響評価手続について簡単に説明しております。

今回、縦覧を行う方法書については、中段にある赤枠部分にあるとおり、環境影響評価をどのような項目について、どのような手法で調査・予測・評価を実施していくかという計画を示す図書となっております。

また、下段にあるとおり、基本方針と同じく縦覧を行い、住民の方々からの御意見を受け付けます。環境影響評価の項目・手法を決定した後は、実際に現地調査等を行っていくこととなります。

リーフレットをさらに左右に広げていただきますようお願いいたします。

左側が事業実施区域の位置図となっております。工事ヤードや工事用道路を含むおおむねの範囲を示しております

右側の 2 ページで環境影響評価の項目と調査・予測・評価の手法を示しております。

一番右から 2 ページ目の、環境影響評価の項目の表を御覧ください。表の縦に二酸化窒

素や騒音といった環境要素、横に工事の実施や自動車の走行といった影響要因を示しています。表の中の丸印で示しているものが環境影響評価を行う項目になります。

例えば、この表の一番右の列、自動車の走行の列を御覧いただきますと、名岐道路の沿道には住宅等が存在しており、供用後の自動車走行による排気ガスや騒音、振動の影響が考えられるため、二酸化窒素、騒音、振動などを評価項目として選定しております。

また、見開きの中の一番右のページには、選定した評価項目について調査手法や予測手法を示しております。

最後に、リーフレットを畳んで閉じていただき、裏表紙を御覧いただきますと、手続の流れ、意見書の提出方法等について示しております。

以上、名岐道路の手続状況として、これまでの経緯や手続の流れ、作成したリーフレットの内容などについて説明させていただきました。

今後も、手続の進捗状況に合わせまして適宜、御報告をさせていただきます。

本日の報告事項は以上でございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの報告につきまして御質問がございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

福田委員。

【委員（愛知県議会議員 福田喜夫）】

今のリーフレットの後ろに手続の流れがそれぞれ載っていますが、この愛知県都市計画審議会の審議というのが最終決定の前にあるわけですが、おおむねどれぐらいの時期までにそれが進んでいくのか。何年のサイクルなのか、どのようなスケジュールになってくるんですか。

【都市計画課担当課長 林克行】

都市計画の手続については、全てで大体で3年から4年程度必要になると考えております。

これで方法書の内容についての調査内容、調査項目が固まりますれば、来年度から現地調査へ入りますので、その際にも、現地の風向、風速ですとか、そういった調査で1年程度はかかるかと思っております。全体としては3年から4年程度ということで見込んでおります。

【委員（愛知県議会議員 福田喜夫）】

ありがとうございました。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ほかに御質問もないようですので、事務局からの報告事項につきましてはこれで終わらせていただきたいと思います。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間にわたりまして御審議いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局へお返しします。

【事務局（都市計画課課長補佐 南谷洋平）】

ありがとうございました。

それでは、最後に、事務局から委員の皆様にご挨拶がございます。

本日配付しました第10号議案に関する資料につきましては、個人情報が含まれておりますので、お取扱いにご注意いただくか、差し支えなければ机の上に置いておいていただければ、こちらで回収いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

（閉会 午後3時30分）